

一般会計及び雇用保険特別会計の助成金等の概要

参考資料3-1

①	障害者試行雇用 (トライアル雇用)事業	・ 障害者雇用への不安を解消するため、ハローワークの紹介により障害者に対し3か月の試行雇用を行う事業主に対し助成。障害者1人につき、月4万円の奨励金を支給。	一般
②	精神障害者等 ステップアップ雇用	・ 精神障害者等を短時間就労から始め、仕事や職場への適応状況をみながら、就業時間を伸ばしていく「ステップアップ雇用」を実施した事業主に対し助成。精神障害者等1人につき月2万5千円の奨励金を支給。	一般
③	精神障害者 雇用安定奨励金	・ カウンセリング等を行う専門家を雇うなど、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、その費用の一部を助成。	雇用
④	職場支援従事者 配置助成金	・ ハローワーク等の紹介により重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れ、職場支援従事者の配置を行う事業主に対し助成。	雇用
⑤	特定求職者 雇用開発助成金	・ ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し助成。	雇用
⑥	発達障害者 雇用開発助成金	・ 発達障害者をハローワークの紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。	雇用
⑦	難治性疾患患者 雇用開発助成金	・ 難病のある人をハローワークの紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。	雇用
⑧	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	・ 障害者雇用の経験がない中小企業で、初めて障害者を雇用した場合、100万円を支給。	雇用
⑨	特例子会社等 設立促進助成金	・ 特例子会社または重度多数雇用事業所を設立し、障害者を10人以上雇用した場合に助成。	雇用
⑩	重度障害者等多数雇用 施設設置等助成金	・ 重度障害者を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対し、当該障害者のための施設設置等に要した費用の一部を助成。	雇用

問い合わせ先: ①、②ハローワーク / ③～⑩ハローワーク、労働局